



資源循環政策の最新動向について

令和6年6月

環境省環境再生・資源循環局
容器包装・プラスチック資源循環室



1. 循環経済（サーキュラーエコノミー）
を取り巻く状況について
2. プラスチック資源循環を取り巻く国際動向
3. プラスチック資源循環戦略について
4. プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律
について
5. 実証事業について

1. 循環経済（サーキュラーエコノミー） を取り巻く状況について

循環経済は、資源循環と成長の好循環を目指す新たな経済の概念

- 循環経済への移行は、資源や製品を経済活動の様々な段階で循環させることで、資源効率性を上げ、**新たな資源の採取、エネルギーの消費や廃棄物発生をミニマム化**するとともに、その**循環の中で付加価値を生み出し、新たな成長の扉を開く鍵**。

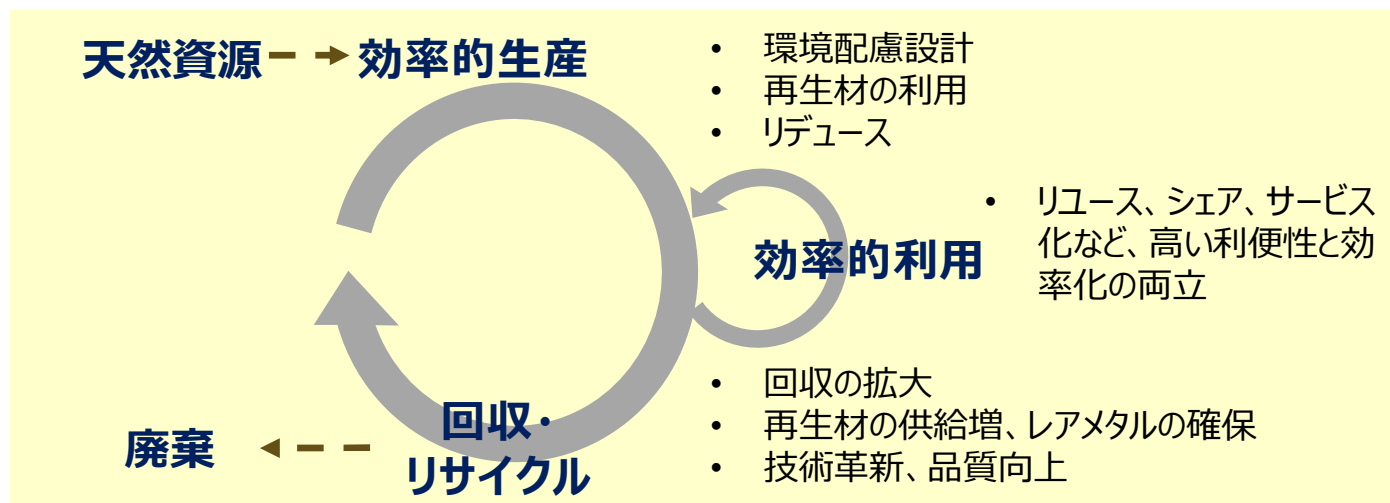
線形経済（リニアエコノミー）の限界： 天然資源 → 大量生産 → 大量消費 → 大量廃棄

資源の採掘から加工、廃棄に至るライフサイクルにおける**大量の温室効果ガスの排出**

資源枯渇
資源採掘による環境負荷

廃棄による環境負荷
(海洋プラスチック、有害物質等)

循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行

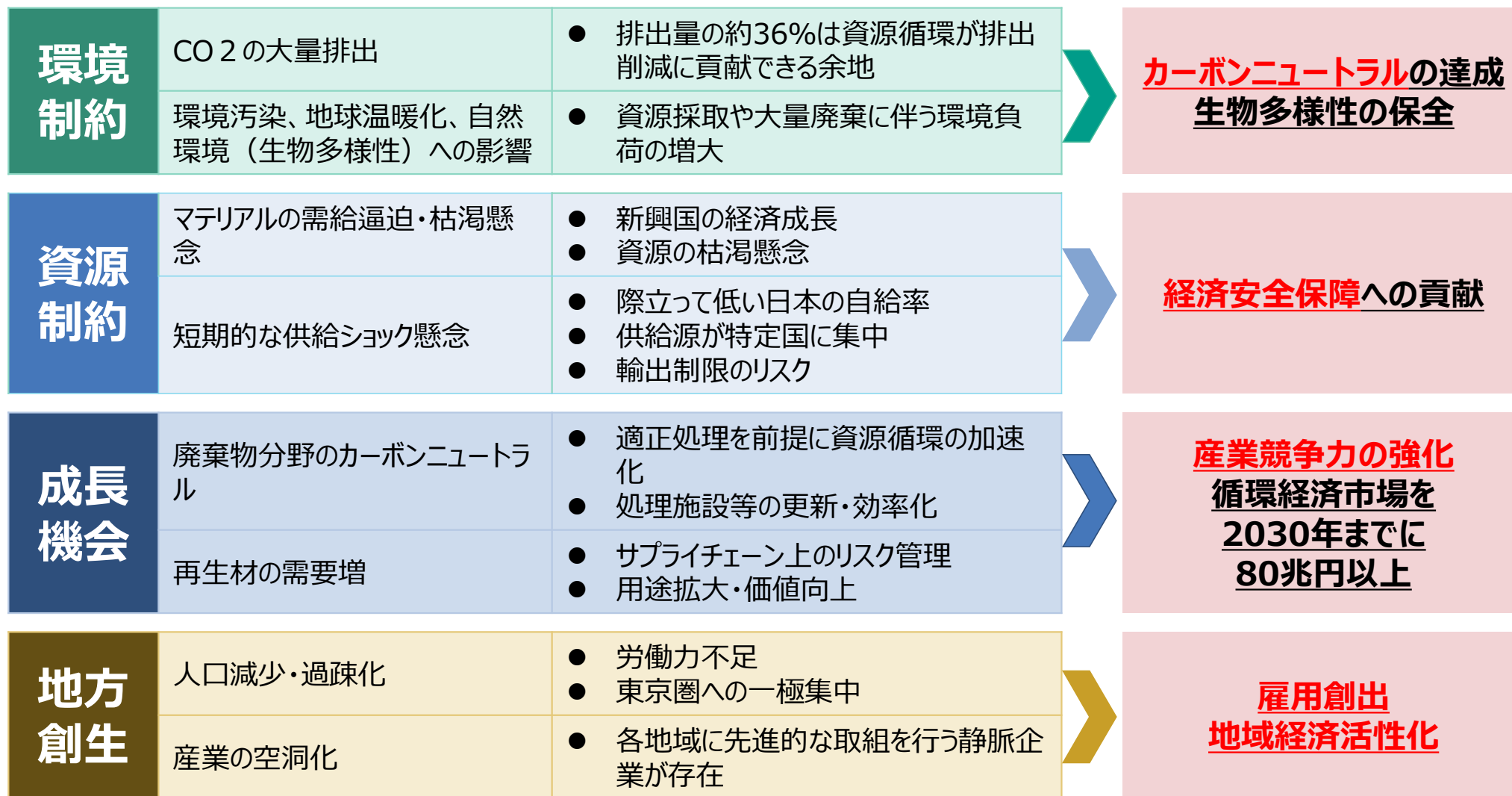


脱炭素化の推進、産業競争力の強化、地方創生、経済安全保障への貢献

国家戦略としての循環経済への転換



■ リニアエコノミーの下で我が国が直面する重要課題（CN等の環境制約、産業競争力、経済安全保障、地方創生）に対して、循環経済への転換が有望な解決策。



第五次循環基本計画の検討状況について



- ◆ 循環基本計画は、循環型社会形成推進基本法に基づき策定する政府計画で、おおむね5年ごとに見直すこととされており、2024年夏頃の閣議決定を予定。
- ◆ 計画策定に向けては、**中央環境審議会が具体的指針について意見を述べる**こととされている。
具体的指針については、中央環境審議会での審議を経て取りまとめ、昨年10月に中央環境審議会から環境大臣に意見具申を行った。
- ◆ 現在、**中央環境審議会**で計画本文の議論を行っているところ。**本年夏頃の閣議決定を予定。**

具体的なスケジュール

(中央環境審議会における審議状況と今後の見通し)

<これまでの審議状況>

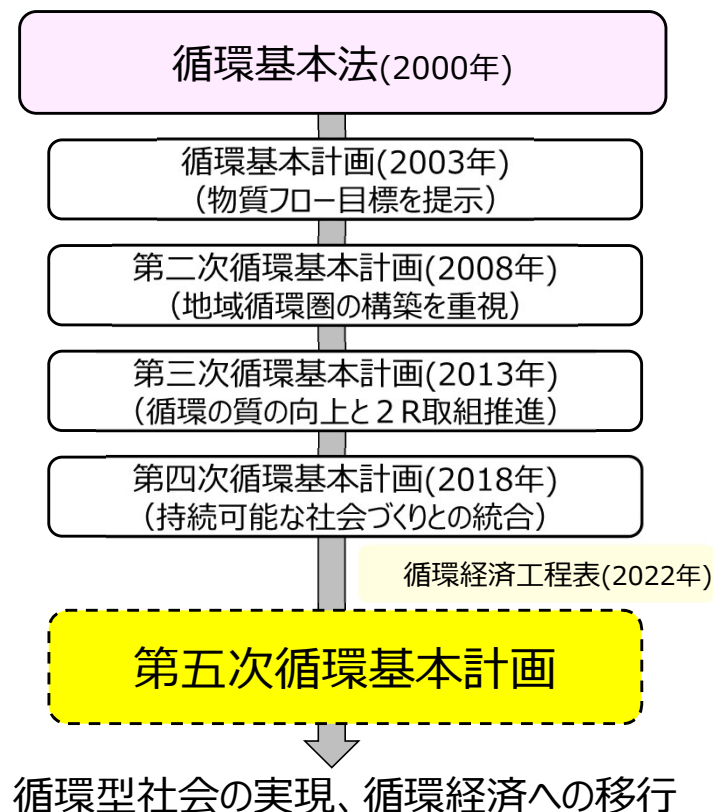
2023年

- 4月 : 循環型社会部会において検討のキックオフ
- 6月～ : 関係省庁からの取組紹介及び企業等からの先進事例等のヒアリング
- 8～9月 : 具体的指針の案を提示して3回審議
- 10月 : 具体的指針の取りまとめ
- 12月～ : 第五次循環基本計画本文審議開始

<今後の見通し>

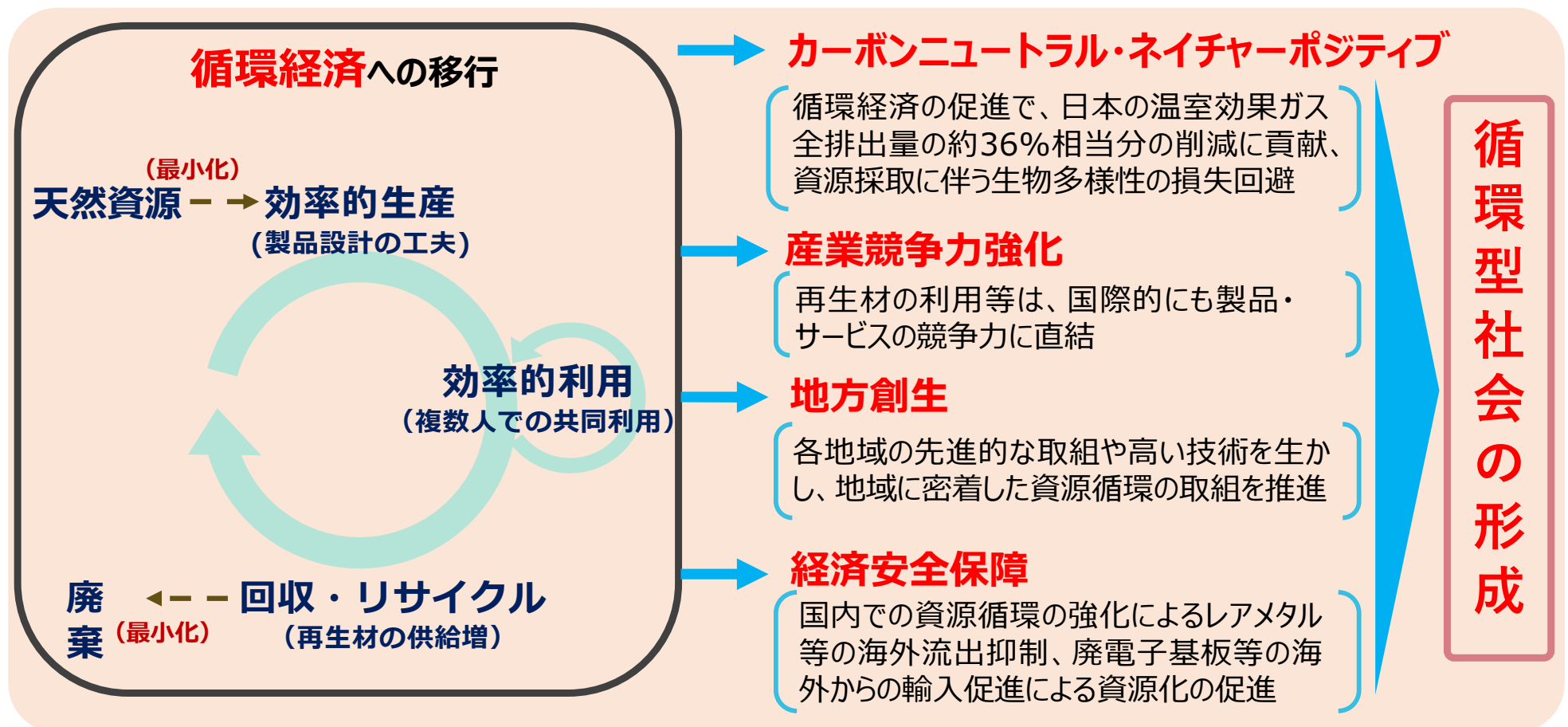
2024年

- 4月 : 第五次循環基本計画原案取りまとめ
- : パブリックコメント
- 夏頃 : 第五次循環基本計画の閣議決定 (予定)



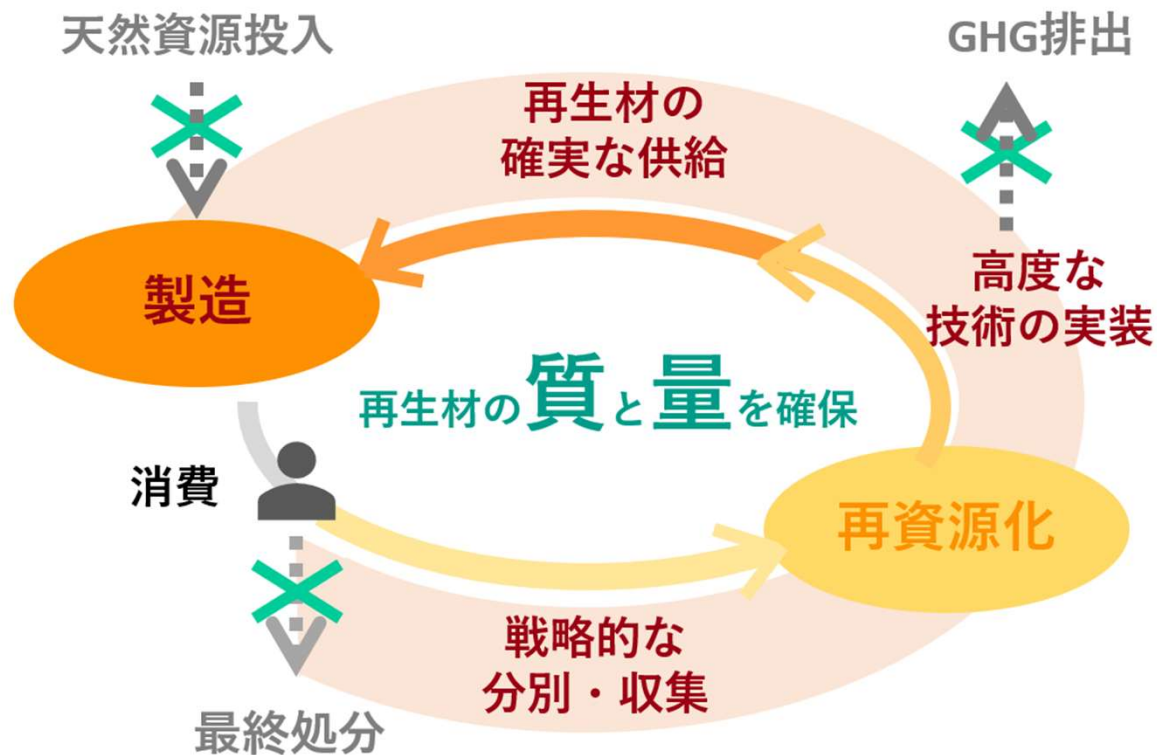
第五次循環基本計画の指針のポイント

- 循環基本計画として初めて**循環経済への移行**について明記
- **カーボンニュートラルやネイチャーポジティブの実現**とあわせて、**産業競争力強化、地方創生、経済安全保障**への貢献について明記
- 循環経済への移行に向けたマイルストーン（素材ごとの方向性や数値目標）やその実現のための施策を明記（昨年9月に策定した**循環経済工程表**をロードマップとして位置付け）



- **資源循環**は、**ネットゼロ**（我が国排出量の約**36%**を占める分野の削減に貢献可能）のみならず、**経済安全保障**や**地方創生**など社会的課題の解決に貢献でき、**あらゆる分野で実現**する必要。
- 世界では、再生材の利用を求める動きが拡大しており、対応が遅れば成長機会を逸失する可能性。我が国としても、**再生材の質と量の確保**を通じて**資源循環の産業競争力を強化**することが重要。
- 本法において、このような状況を踏まえ、資源循環を進めていくため、**製造側が必要とする質と量の再生材が確実に供給されるよう、再資源化の取組を高度化し、資源循環産業の発展を目指す。**

<高度化のイメージ>



■ **脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進**するため、**基本方針の策定、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況の報告及び公表、再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設等の措置**を講ずる。

基本方針の策定

- 再資源化事業等の高度化を促進するため、国として基本的な方向性を示し、一体的に取組を進めていく必要があることから、環境大臣は、**基本方針を策定し公表**するものとする。

再資源化の促進（底上げ）

- 再資源化事業等の高度化の促進に関する**判断基準の策定・公表**
- 特に**処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況の報告・公表**



再資源化の**高度化に向けた全体の底上げ**

再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）

- 再資源化事業等の高度化に係る**国が一括して認定を行う制度を創設**し、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、**廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可の手續の特例**を設ける。

※認定の類型
(イメージ)

<①事業形態の高度化>

- 製造側が必要とする**質・量の再生材を確保**するため、**広域的な分別収集・再資源化の事業**を促進



例：ペットボトルの水平リサイクル
画像出典：PETボトルリサイクル年次報告書2023 (PETボトルリサイクル推進協議会)

<②分離・回収技術の高度化>

- 分離・回収技術の高度化に係る施設設置**を促進



例：ガラスと金属の完全リサイクル



例：使用済み紙おむつリサイクル

画像出典：太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン 使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドライン

<③再資源化工程の高度化>

- 温室効果ガス削減効果を高めるための**高効率な設備導入等**を促進



例：AIを活用した高効率資源循環

画像出典：産業廃棄物処理におけるAI・IoT等の導入事例集

脱炭素化の推進、産業競争力の強化、地方創生、経済安全保障への貢献

第213回通常国会で成立。令和6年5月29日公布

施行から3年間に、高度な資源循環の取組に対して国が100件以上の認定を目指す

2. プラスチック資源循環を取り巻く 国際動向

- 世界全体で毎年約**800万トン**のペースでプラスチックごみが海洋に流出し、生態系への影響に加え、観光や漁業にも悪影響を及ぼしている。
- 5mm以下の**マイクロプラスチック**（元々小さいものと紫外線や波等で細かくなったもの）が世界全体に漂っており、海洋生態系や人体への影響が懸念されている。

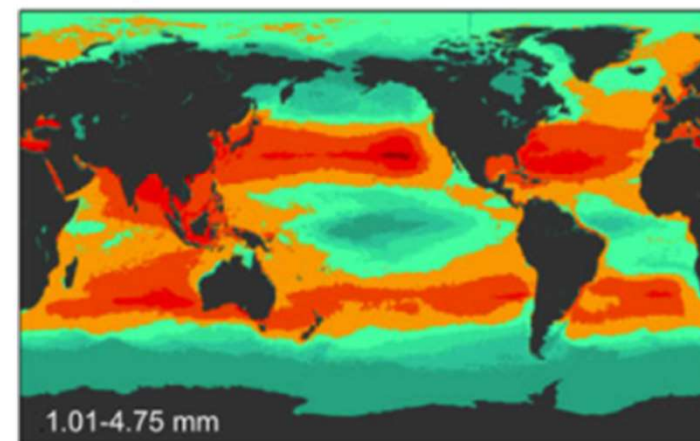
□ 世界規模での汚染拡大



出典: Saeed Rashid
ウミガメに巻き付いたプラスチック



出典: タイ天然資源環境省
クジラの胃から出てきたポリ袋



1.01-4.75 mm
マイクロプラスチックの分布(モデル予測)

□ 海岸に大量に漂着する海洋ごみ



日本



米国



島嶼国

海洋プラスチックごみ問題の顕在化

- 世界全体で毎年約**800万トン**のペースでプラスチックごみが海洋に流出し、生態系や、観光・漁業にも悪影響を及ぼしている。
- **5mm以下のマイクロプラスチック**が世界全体に漂っており、海洋生態系や人体への影響が懸念されている。



流出の多くが新興国・途上国といわれていることから、これらの国々を含む世界全体で取り組むことが必要。

出典：対馬市



大阪ブルー・オーシャン・ビジョン

2019年6月 G20 大阪サミット

「**2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す。**」

- G20首脳が、**共通のグローバルなビジョンとして共有**
- 他国や国際機関等にもビジョンの共有を呼びかけ(2023年5月時点、**87の国・地域**が共有)



G7 札幌気候・エネルギー・環境大臣会合(2023年4月)・G7広島サミット(2023年5月)

- プラスチック汚染に関するG7目標：
「我々は、**2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心を持って、プラスチック汚染を終わらせることにコミット**」

途上国におけるプラスチックごみの輸入規制等

- 2017年、**中国が国内での環境汚染等を理由に、プラスチックの輸入規制を実施。**
- その後、中国に代わり東南アジア諸国へのプラスチックの輸出が増え、**東南アジア諸国においても同様の輸入規制が実施**された。
- 有害廃棄物の越境移動等を規制する**バーゼル条約**のCOP14において、**プラスチックの廃棄物を新たに条約の規制対象に追加**する条約附属書改正が決議。(2021年1月発効)

プラスチック汚染に関する条約交渉について

- プラスチック汚染対策は世界の重要課題。2019年G20大阪サミットでは、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を共有。現在、87の国と地域が賛同。2023年G7広島サミットでは、「2040年ゼロ」を目指す野心を掲げた。
- 2022年3月の国連環境総会（UNEA）で、国際文書（条約）を策定するための政府間交渉委員会（INC※）の設置を決議。2024年末までに作業完了（条文の合意）を目指す。
- 小野洋 環境省前地球環境審議官がアジア太平洋地域代表のINCビューロー（理事）に選出

※Intergovernmental Negotiating Committee

INC交渉スケジュール

2022年

INC1 : 11/28~12/2@ウルグアイ

- ・INC議長を選出（INC3までペルー、INC4からエクアドル）
- ・条約の目的、主要要素について議論

2023年

INC2 : 5/29~6/2@パリ（条文案の作成を決定）

INC3 : 11/13~19@ケニア（条文案初版を議論）

2024年

国連環境総会（UNEA） : 2/26の週（INCの状況報告）

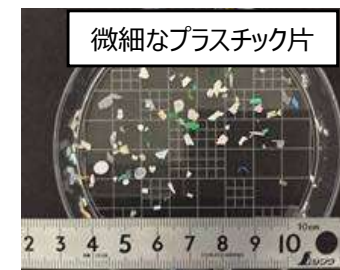
INC4 : 4/21~30@カナダ（論点ごとに交渉を進める）

INC5 : 11/25~12/1（条文案の合意を目指す）

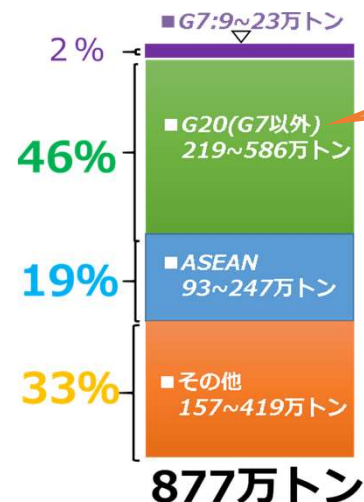
2025年（最速 = INC5で合意できれば）

外交会議（条約を採択、各国の署名開始（賛同の意思表示））

（大阪ブルー・オーシャン・ビジョン推進議連より日本開催を求める決議あり）



<国別の海洋への年間流出量>



中国：約28%
インドネシア：約10%

- ・**アジアが主要な排出地域**（研究者による暫定推計）
- ・**多量排出国を含む**
全ての国が参加する枠組み
を目指す

Jambeck (2015)。海洋だけでなく河川、土壌へ範囲を広げたもの等様々な推計ありだが（OECD(2022)等）、東南アジアが主要排出地域であるとの指摘は一貫。

3. プラスチック資源循環戦略について

背景


2019年（令和元年）5月31日

- ◆ 廃プラスチック有効利用率の低さ、海洋プラスチック等による環境汚染が世界的課題
- ◆ 我が国は国内で適正処理・3Rを率先し、国際貢献も実施。一方、世界で2番目の1人当たりの容器包装廃棄量、アジア各国での輸入規制等の課題

重点戦略

基本原則：「3R+Renewable」

【マイルストーン】

リデュース等	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ワンウェイプラスチックの使用削減(レジ袋有料化義務化等の「価値づけ」) ▶ 石油由来プラスチック代替品開発・利用の促進 		<p>＜リデュース＞</p> <p>① 2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制</p> <p>＜リユース・リサイクル＞</p> <p>② 2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに</p> <p>③ 2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル</p> <p>④ 2035年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等により、有効利用</p> <p>＜再生利用・バイオマスプラスチック＞</p> <p>⑤ 2030年までに再生利用を倍増</p> <p>⑥ 2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入</p>
リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ▶ プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル ▶ 漁具等の陸域回収徹底 ▶ 連携協働と全体最適化による費用最小化・資源有効利用率の最大化 ▶ アジア禁輸措置を受けた国内資源循環体制の構築 ▶ イノベーション促進型の公正・最適なリサイクルシステム 		
再生材 バイオプラ	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 利用ポテンシャル向上（技術革新・インフラ整備支援） ▶ 需要喚起策（政府率先調達（グリーン購入）、利用インセンティブ措置等） ▶ 循環利用のための化学物質含有情報の取扱い ▶ 可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用 ▶ バイオプラ導入ロードマップ・静脈システム管理との一体導入 		
海洋プラスチック対策	<p>プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロエミッション）を目指した</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ ポイ捨て・不法投棄撲滅・適正処理 ▶ 海岸漂着物等の回収処理 ▶ 海洋ごみ実態把握(モニタリング手法の高度化) ▶ マイクロプラスチック流出抑制対策(2020年までにスクラブ製品のマイクロビーズ削減徹底等) ▶ 代替イノベーションの推進 		
国際展開	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 途上国における実効性のある対策支援（我が国のソフト・ハードインフラ、技術等をオーダーメイドパッケージ輸出で国際協力・ビジネス展開） ▶ 地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築（海洋プラスチック分布、生態影響等の研究、モニタリング手法の標準化等） 		
基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 社会システム確立（ソフト・ハードのリサイクルインフラ整備・サプライチェーン構築） ▶ 技術開発（再生可能資源によるプラ代替、革新的リサイクル技術、消費者のライフスタイルのイノベーション） ▶ 調査研究（マイクロプラスチックの使用実態、影響、流出状況、流出抑制対策） ▶ 連携協働（各主体が一つの旗印の下取組を進める「プラスチック・スマート」の展開） ▶ 資源循環関連産業の振興 ▶ 情報基盤（ESG投資、エシカル消費） ▶ 海外展開基盤 		

- ◆ **アジア太平洋地域をはじめ世界全体の資源・環境問題の解決のみならず、経済成長や雇用創出 ⇒ 持続可能な発展に貢献**
- ◆ **国民各界各層との連携協働**を通じて、マイルストーンの達成を目指すことで、**必要な投資やイノベーション（技術・消費者のライフスタイル）を促進**

バイオプラスチック導入ロードマップ【概要】

令和3年1月

ポイント

「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月策定）の実現に向け、「3R+Renewable」の基本原則に基づき、より持続可能性が高いバイオプラスチックへ転換することを目指し、「バイオプラスチック導入ロードマップ」を策定。

- ▶バイオプラスチック導入に関わる主体に向け、①導入の基本方針、②プラスチック製品領域毎の導入に適したバイオプラスチック（次頁参照）を提示。
- ▶関係主体のバイオプラスチック導入に向けた取組を強力に後押しすべく、政府の③施策を提示。

①導入の基本方針

原料	原料の多様化を図るため、国内バイオマス（資源作物、廃食用油、パルプ等のセルロース系の糖等）の原料利用の幅を拡大（食料競合等の持続可能性に配慮）。
供給	国内外からの供給拡大を進めていくが、供給増に向け、国内製造を中心に、本邦企業による製造も拡大。
コスト	関係主体の連携・協働によりコストの最適化を目指す。また、利用者側に対する、環境価値の訴求等を行い、環境価値を加味した利用を促進。
使用時の機能	汎用性の高いバイオプラスチックや耐久性、靱性等に優れた高性能バイオプラスチックを開発・導入を目指しつつ、製品側の性能を柔軟に検討し、幅広い製品群への対応を促進。
使用後のフロー	使用後のフロー（リサイクル、堆肥化・バイオガス化に伴う分解、熱回収等）との調和性が高いバイオプラスチックを導入。
環境・社会的側面	ライフサイクル全体で持続可能性（温室効果ガス、土地利用変化、生物多様性、労働、ガバナンス、食料競合等）が確認されているものを使用。

バイオプラスチック製品の導入イメージ



③施策

	2020~2021年	2022~2025年	2026~2030年	~2050年
利用促進	バイオプラ導入目標集等の策定、ビジネスマッチングの促進（CLOMA、プラスチック・スマート） グリーン購入法特定調達品目における判断の基準等、バイオ由来製品に係る需要喚起策の検討、地方公共団体による率先調達の推進	公正・公平なリサイクルの仕組みの検討 海洋生分解性機能の評価手法の国際標準化に向けた検討		
消費者への訴求等	持続可能性を考慮した認証・表示の仕組みの検討 バイオプラ製品の率先利用及び正しい理解の訴求	運用開始		
研究開発等	高機能化、低コスト化、原料の多様化等に向けた研究・開発・実証事業への支援 製造設備導入への支援			
フォローアップ等	ESG金融を通じた企業の研究開発や製造設備導入に係る資金調達円滑化の支援			
	バイオプラスチック導入量（用途・素材別）、国際動向、技術動向の調査・フォローアップ			

レジ袋有料化（2020年7月開始）の概要・効果

プラスチック製買物袋の有料化のあり方について（目的）

- 「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月31日決定）では、資源・廃棄物制約、海洋ごみ対策、地球温暖化対策等の幅広い課題に対応しながら、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための重点戦略の1つとして、リデュース等の徹底を位置付けた。その取組の一環として「レジ袋有料化義務化」を行い、消費者のライフスタイル変革を促すこととしている。
- プラスチック製買物袋を含む容器包装の使用合理化に係る取組を定める容器包装リサイクル法の枠組みを基本としつつ、省令※の見直し等を通じて、公平かつ実効的な有料化を迅速に実施し、プラスチック製買物袋の使用合理化に向けて国民的理解を醸成していくこととする。

※小売業に属する事業者を行う者の容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令

概要

有料化の対象

- 消費者が購入した商品を持ち運ぶために用いる、持ち手のついたプラスチック製買物袋



対象とならない買物袋

- 厚さが50 μ m以上の買物袋
- 海洋生分解性プラスチックの配合率100%の買物袋
- バイオマスプラスチックの配合率25%以上の買物袋



※これらについても、環境価値に応じた価値付け等を推進。

使用される買物袋については、上記のものや紙等の再生可能資源を用いたもの等への転換を推進

効果

1週間レジ袋を使用しなかった人の割合

有料化前（2020年3月）	有料化後（2020年11月）
30.4%	71.9%

出典）環境省アンケート調査

レジ袋の辞退率

	有料化前	有料化後
コンビニエンスストア	約23%	約75%
スーパーマーケット	約57%	約80%

レジ袋の使用枚数

	有料化前	有料化後	削減効果
ドラッグストア	約33億枚	約5億枚	約84%減少

出典）業界団体へのヒアリング

レジ袋の国内流通量

有料化前（2019年）	有料化後（2021年）
約20万 t	約10万 t

出典）日本経済総合研究センター『包装資材シェア事典 2022年版』（2022年12月）

4. プラスチックに係る資源循環の促進等に関する 法律について

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組(3R+Renewable)を促進するための措置を講じます。

■ 背景




- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内における**プラスチックの資源循環**を一層促進する重要性が高まっており、多様な物品に使用されるプラスチックに関し、**包括的に資源循環体制を強化**する必要がある。

■ 主な措置内容

1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を**総合的かつ計画的**に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針**を策定する。
 - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
 - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
 - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

2. 個別の措置事項

設計・製造	<p>【環境配慮設計指針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを認定する仕組みを設ける。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 認定製品を国が率先して調達する(グリーン購入法上の配慮)とともに、リサイクル材の利用に当たっての設備への支援を行う。 	 <p><リ付け替えボトル></p>
販売・提供	<p>【使用の合理化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ワンウェイプラスチックの提供事業者(小売・サービス事業者など)が取り組むべき判断基準を策定する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主務大臣の指導・助言、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への勧告・公表・命令を措置する。 	 <p><ワンウェイプラスチックの例></p>
排出・回収・リサイクル	<p>【市区町村の分別収集・再商品化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● プラスチック資源について、市区町村による容リ法ルートを活用した再商品化を可能にする。容リ法の指定法人等は廃棄物処理法の業許可が不要に。 ● 市区町村と再商品化実施者が連携して行うプラスチック資源の再商品化計画を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主務大臣が認定した場合に、市区町村の選別、梱包等を省略して再商品化実施者が再商品化を実施可能に。再商品化実施者は廃棄物処理法の業許可が不要に。 	 <p><店頭回収等を促進></p>
	<p>【製造・販売事業者等による自主回収】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。 	
	<p>【排出事業者の排出抑制・再資源化等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき判断基準を策定する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主務大臣の指導・助言、プラスチックを多く排出する事業者への勧告・公表・命令を措置する。 ● 排出事業者等が再資源化事業計画を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。 	

↓: ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済(サーキュラー・エコノミー)への移行

①設計・製造段階

優れた環境配慮設計を国が認定し、消費者が選択できる社会へ

- 設計・製造事業者向けに、構造・材料（バイオプラ、再生プラの利用など）を**設計指針**として明示。
- **特に優れた設計**について国が認定し、認定製品を国が率先して調達。

<環境配慮製品の例>



リデュース：付け替えボトル



リサイクル：易解体性



バイオマスプラスチックの利用



素材代替：再生プラの利用

②販売・提供段階

使い捨てプラの使用を合理化し、ライフスタイル変革を加速

- **特定プラスチック使用製品**について、**ポイント還元や有料化、代替素材への転換**などの取組を選択・実施。
- 多量提供事業者※は取組が著しく不十分な場合には勧告・公表・命令の対象に。

※年間提供量5t以上（小売店の場合は10店舗程度の事業規模に相当）

小売店や飲食店等		
●フォーク	●スプーン	●ナイフ
●マドラー	●ストロー	
宿泊施設		
●ヘアブラシ	●くし	●かみそり
●シャワーキャップ	●歯ブラシ	
クリーニング店、小売店		
●ハンガー	●衣類用カバー	

※事業活動の一部で上記の業種に属する事業を行っている場合は対象となる。

<代替素材への転換例>



バイオマスプラスチックの利用

減量化、包装の簡素化



付け替えボトル

出典) 花王 HP



過剰な包装の断髪式

出典) 日本ハム HP



プラスチック容器の代わりに最中で商品を包んだ桔梗信玄餅

出典) 桔梗屋 HP

減量化



ストローレス対応学校給食用紙パック

出典) 日本製紙 HP

再生プラスチックの利用



100%リサイクル素材のペットボトル

代替素材への切り替え



外袋を紙パッケージへ変更

出典) ネスレ日本株式会社 HP

【参考】容器包装のプラスチック資源循環等に資する取組事例集 (<https://www.env.go.jp/content/000121961.pdf>)
(環境に配慮された製品設計の促進を目的として、事業者による容器包装のプラスチック資源循環等に資する取組事例を掲載しています。)

小売・飲食店での取組



穴あきカトラリー
出典) ファミリー
マート HP



木製スプーン
出典) ローソン
HP



バイオマスプラスチックを
使用したカトラリー
出典) セブン-イレブ
ン HP



紙製ストロー
(FSC認証紙)

出典) スターバックスコーヒージャパン
HP



(参考) 冷たい飲み物の蓋を削減



バイオマスプラスチックスプーン、
プラスチックレンゲの有料化
出典) 餃子の王将 HP

宿泊施設での取組



竹製・木製アメニティ

出典) 帝国ホテル
ニュースリリース



アメニティの客室設置を廃止し、
フロントロビーで必要な分を提供

出典) スーパーホテル HP

クリーニング店での取組



白洋舎のリサイクル活動に
ご協力ください



ハンガーを回収してリユース、リサイクル

出典) 白洋舎 HP



薄肉化した衣類カバーの使用

出典) 全国クリーニング生活
衛生同業組合連合会/一般社
団法人クリーンライフ協会
HP

5. 実証事業について



【令和6年度予算(案) 4,672百万円の内数(4,672百万円の内数)】

プラスチック等の化石由来資源から代替素材への転換、リサイクル困難素材等のリサイクルプロセス構築の支援により省CO2化を加速します。

1. 事業目的

- ① 廃棄物・資源循環分野からの温室効果ガスの排出量の多くを廃プラスチックや廃油の焼却・原燃料利用に伴うCO2が占めている。カーボンニュートラルを実現するためには、化石由来資源が使われているプラスチック製品やプラスチックの使用量の削減、航空燃料等のバイオマス由来等代替素材への転換、複合素材プラスチックや廃油等のリサイクル困難素材のリサイクルが不可欠。
- ② このため、廃プラスチックや廃油等のリサイクルプロセス全体でのエネルギー起源CO2の削減・社会実装化を支援し、脱炭素型資源循環システムの構築を図る。

2. 事業内容

- ・これまで一部製品分野における代替素材への転換、単一素材の製品のリサイクルが進んできたところ。
- ・今後国内の廃プラスチック等を可能な限り削減し、徹底したリサイクルを実施するためには、その他多くの製品分野における代替素材への転換、複合素材等のリサイクルの実現が不可欠であることから、スタートアップ企業が行うものを含め以下の事業を実施する。

① 化石由来資源からバイオプラスチック等への転換・社会実装化実証事業

従来化石由来資源が使われているプラスチック製品・容器包装、海洋流出が懸念されるマイクロビーズや、航空燃料等について、これらを代替する再生可能資源(バイオマス・生分解性プラスチック、紙、CNF、SAF及びその原料等)に転換するための省CO2型生産インフラの技術実証を強力に支援する。

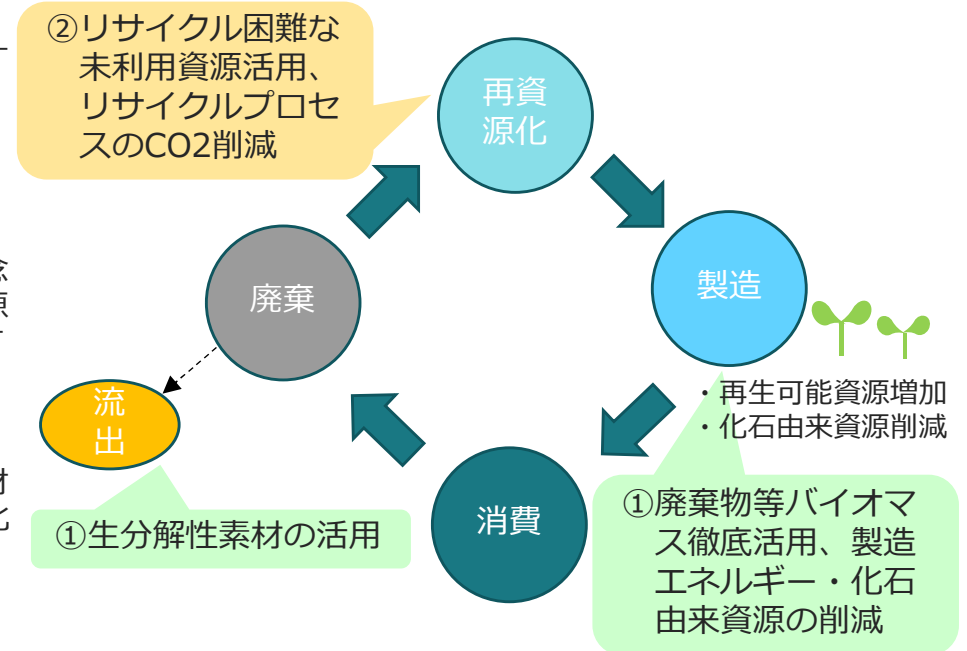
② リサイクル困難素材等のリサイクルプロセス構築・省CO2化実証事業

複合素材プラスチック(紙おむつ、衣類等含む)、廃油等のリサイクル困難素材等のリサイクル技術の課題を解決するとともに、リサイクルプロセスの省CO2化を強力に支援する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業、間接補助事業(補助率1/3、1/2)
- 委託先・補助対象 民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間 令和5年度～令和9年度

4. 事業イメージ



脱炭素型循環経済システムの構築

脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業(委託)の事例

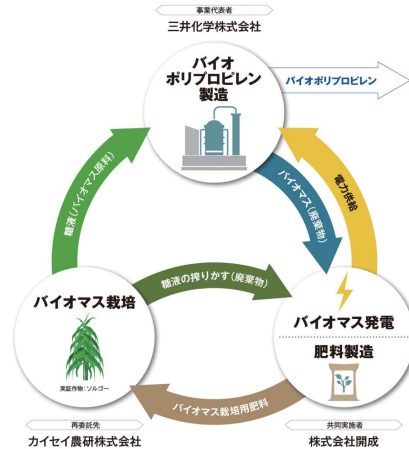
バイオポリプロピレン実証

期間：令和元～3年度

● 三井化学株式会社



ソルゴー（イネ科植物）をはじめとする非可食資源を含む様々なバイオマスから得られる糖を原料とし、発酵プロセスをキーとした独自の製造方法による、工業レベルでのバイオポリプロピレン製造実証試験を行う。



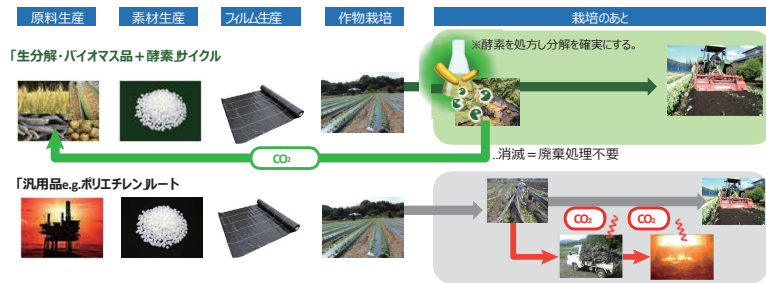
生分解性バイオマスプラスチックの農業用フィルム等開発・実用化実証

期間：令和元～3年度

● 三菱ケミカル株式会社



生分解性バイオマスプラスチックを改良し、その分解制御方法を作り、廃棄処理が要らない農業用フィルムをより多くの作物や地域に拡大するための実証と評価を行う。



非可食バイオマスを用いた国産バイオマスプラスチック製造実証

期間：令和元～3年度

● 王子ホールディングス株式会社



パルプを原料としたバイオポリエチレン、ポリ乳酸製造の技術課題の解決を図るとともに、量産プロセス、リサイクル性、CO2排出量の削減効果を検証・評価する。



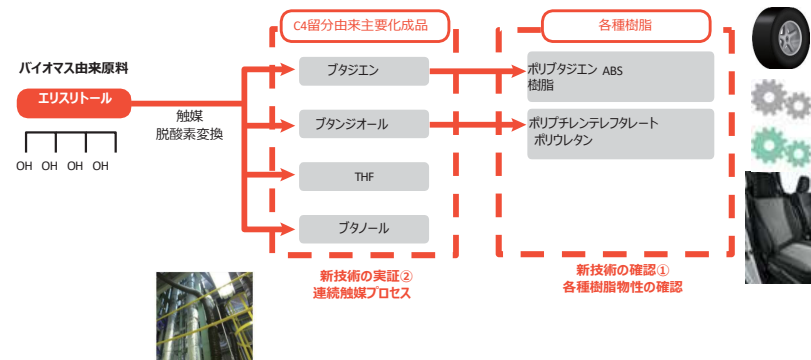
バイオマスからC4化成品製造に関する実証

期間：令和元～3年度

● 株式会社ダイセル



バイオマス由来エリスリトールからC4化成品へ転換する際の触媒の改良及びC4化成品から得られた樹脂の物性を評価し、C4化成品をバイオマスから製造する技術実証を行う。



令和元年～4年度採択件数 29件

脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業(補助)の事例

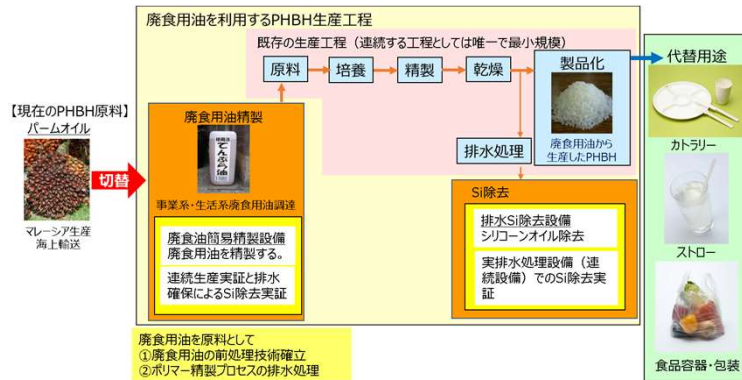
廃食用油を用いたPHBH高効率化生産と商業化に関する実証

期間: 令和2元~3年度

● カネカ株式会社



国内に存在する非可食バイオマスである廃食用油を原料に、効率的に生分解性ポリマー-PHBHを生産するための前処理技術を確認し、培養、排水処理の一連の工程が連続する商業化設備での生産実証を行う。



海洋資材のバイオプラスチック化とその商品化・普及に関する実証

期間: 令和2~3年度

● 二チモウ株式会社



海洋資材 (漁網・ロープ、漁業用フロート等) について、生分解性機能を有するPLAを主体としたバイオプラスチック素材を用いて試作品を製造し、海洋へ流出した際に当該資材が分布・漂う環境に応じた分解試験を行い、資材としての物性の確認や実証化試験を行う。

代替素材を用いた試作・製造・物性検討 → 分解性評価 → 性能・利用適正評価 → 普及に向けた検討



漁港に散乱する海洋資材

代替素材を用いたたこ壺

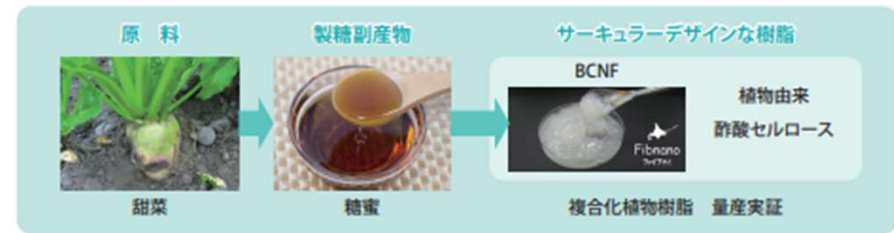
微生物セルロースナノファイバー複合化植物樹脂の社会実装のための実証

期間: 令和4~5年度

● 草野作工株式会社



微生物由来セルロースナノファイバーを高濃度に含むマスターバッチの量産化技術を確認し、酢酸セルロースへ複合化した植物樹脂の低コスト化を行い、化石由来プラスチックの代替素材として社会実装の実証を行う。



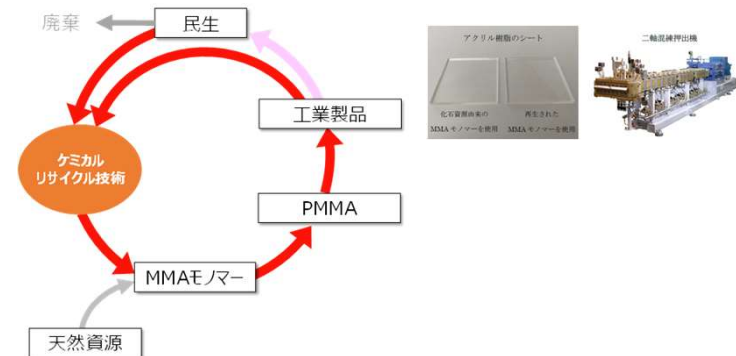
PMMAケミカルリサイクル実証

期間: 令和3~4年度

● 住友化学株式会社



アクリル板等に使用されるPMMA (アクリル樹脂) を連続分解技術により、MMA (原料) まで戻し再度PMMAにリサイクルする、PMMAのケミカルリサイクルチェーンの事業(回収から販売まで)モデルを構築・実証する。



circulation of plastic resources
「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の普及啓発ページ
プラスチック資源循環

🔍 サイト全体から検索



プラスチックは えらんで 減らして リサイクル

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が**2022年4月1日**からスタート!

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	認定申請	支援措置	広報ツール	よくあるご質問・資料等
-------------------------	------	------	-------	-------------

環境省 **サステナビリティ** 広報大使が
プラスチック資源循環の**新法**をPRします!!
PR動画公開中!!



プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律
手引き等のご案内



プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律
制度説明動画のご案内



<https://plastic-circulation.env.go.jp>

プラ新法

Search

ご清聴ありがとうございました。

